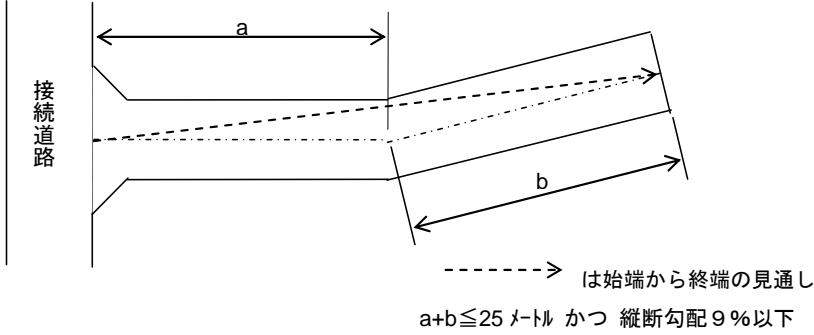
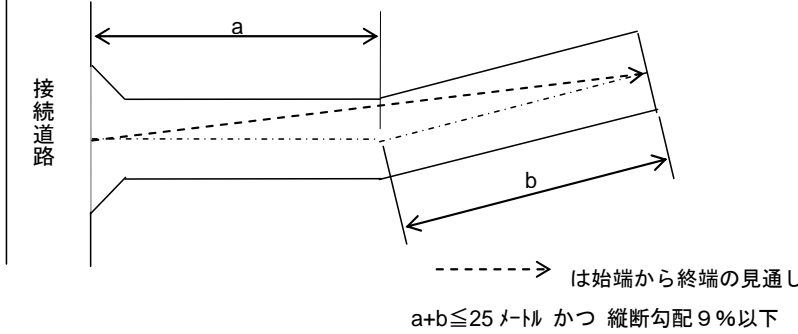


開発許可の道路基準：袋道路状道路の基準

「都市計画法による開発許可の手引」技術基準編 第4章第1節第9項 新旧対照

(傍線部分は改定部分)

改定後	現 行
9 袋路状道路（省令第24条第5号）	9 袋路状道路（省令第24条第5号）
【条例】 (略)	【条例】 (略)
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 規則第24条第1号ただし書きの基準 規則第24条第1号ただし書の「市長が車両の通行上支障がないと認める場合」とは、次のア又はイのいずれかに該当する場合をいう。	(3) 規則第24条第1号ただし書きの基準 規則第24条第1号ただし書の「市長が車両の通行上支障がないと認める場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
ア <u>袋路状道路が次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当し、かつ、当該袋路状道路の接続道路が次の(エ)及び(オ)に該当する場合をいう。</u>	ア <u>袋路状道路の延長が25メートル以下かつ道路の縦断勾配が9パーセント以下の場合で、袋路状道路の始端から終端の見通しが可能なもの</u>
(ア) <u>袋路状道路の延長が25メートル以下のもの</u>	
(イ) <u>道路の縦断勾配が9パーセント以下のもの</u>	
(ウ) <u>袋路状道路の始端から終端の見通しが可能なもの</u>	
(エ) <u>車線区分のないもの（車道中央線がないもの）</u>	
(オ) <u>新たに配置する道路の接続箇所にガードレール又は歩車道境界ブロックにより歩車道分離されている歩道形態が設置されていないもの</u>	
 <p style="text-align: center;">-----> は始端から終端の見通し a+b ≤ 25メートル かつ 縦断勾配9%以下</p>	 <p style="text-align: center;">-----> は始端から終端の見通し a+b ≤ 25メートル かつ 縦断勾配9%以下</p>
イ P字型の袋路状道路の場合 (図 略)	イ P字型の袋路状道路の場合 (図 略)

(4)～(9) (略)

(施行期日)

1 第3号アの基準は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

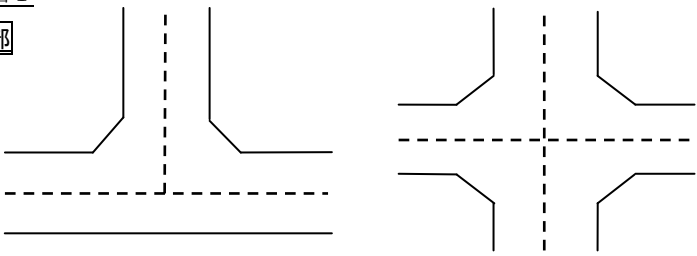
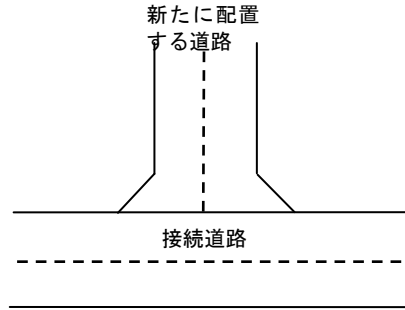
2 平成25年9月30日までに、法第29条第1項又は第35条の2第1項の許可の申請を行った開発行為については、なお従前の例による。

(4)～(9) (略)

開発許可の道路基準：すみ切りの基準

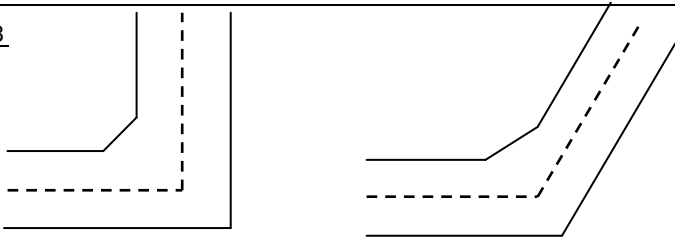
「都市計画法による開発許可の手引」技術基準編 第4章第1節第10項 新旧対照

(傍線部分は改定部分)

改定後	現行
<p>10 すみ切り（省令第24条第6号）</p> <p>(1) すみ切りの形態</p> <p>道路はできる限り直角に近い角度で交差させることとし、道路が同一平面で交差、接続又は屈曲する箇所においては、道路の幅員及び交差、接続又は屈曲する角度に応じて、すみ切り長が表-14に示す数値以上となる二等辺三角形のすみ切りを設置すること。<u>ただし、屈曲する箇所については、その角度が150度以上（事業主管理となる道路にあつては、その角度が120度以上）のもの若しくは開発許可又は土地区画整理事業に基づき既にすみ切りが設置されている場合においては、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">表-14 （略）</p> <p>参考図1 交差部</p>  <p>参考図2 接続部</p> 	<p>10 すみ切り（省令第24条第6号）</p> <p>(1) すみ切りの形態</p> <p>道路はできる限り直角に近い角度で交差させることとし、道路が同一平面で交差、接続又は屈曲<u>（すみ切りの設置が必要な屈曲とは、その角度が150度未満のものをいう。ただし、事業主管理となる道路にあつては、その角度が120度未満）</u>する箇所においては、道路の幅員及び交差、接続又は屈曲する角度に応じて、すみ切り長が表-14に示す数値以上となる二等辺三角形のすみ切りを設置すること。<u>ただし、開発許可又は土地区画整理事業に基づき、既にすみ切りが設置されている場合においては、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">表-14 （略）</p>

参考図 3

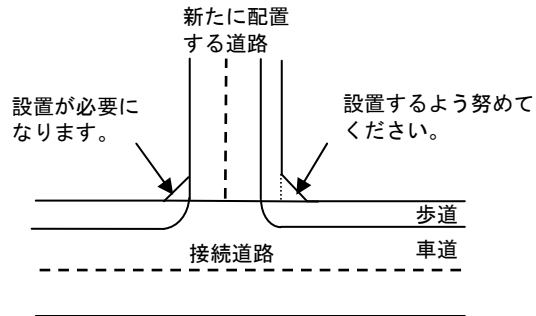
屈曲部



※ 屈曲する角度によってすみ切り設置が不要になる緩和規定があります。

参考図 4

歩道がある場合



(2)・(3) (略)

(4) 接続道路と新たに配置する道路の交差部におけるすみ切りの形態

接続道路と新たに配置する道路の交差部におけるすみ切りの形態は、歩道の有無、道路の管理区分等に応じて次のとおりとすること。

なお、国が管理する国道の場合の形態については、横浜国道事務所との協議によること。

(注：図の中の数値 (+50、±0 等) は、段差を示す参考数値である。)

(2)・(3) (略)

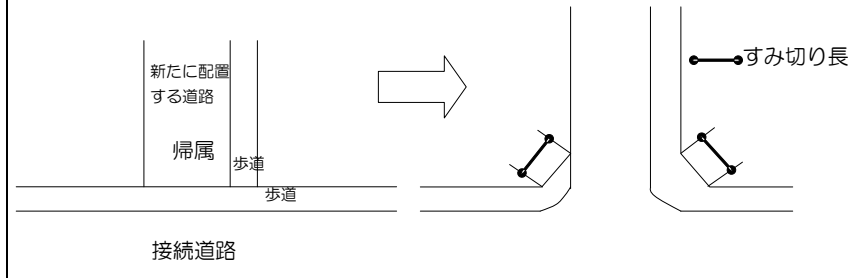
(4) 接続道路と新たに配置する道路の交差部におけるすみ切りの形態

接続道路と新たに配置する道路の交差部におけるすみ切りの形態は、歩道の有無、道路の管理区分等に応じて次のとおりとすること。

なお、国が管理する国道の場合の形態については、横浜国道事務所との協議によること。

(注：図の中の数値 (+50、±0 等) は、段差を示す参考数値である。)

ア 接続道路に歩道があり、新たに配置する道路にも歩道がある場合



ア 接続道路に歩道がなく、新たに配置する道路（帰属）にも歩道がない場合

(図 略)

イ 接続道路に歩道があり、新たに配置する道路が帰属される場合

(図 略)

ウ 接続道路に歩道がなく、新たに配置する道路（事業主管理）にも歩道がない場合

(図 略)

エ 水路がある場合

(図 略)

(施行期日)

1 第4号の基準は、平成25年4月1日から施行する。

イ 接続道路に歩道がなく、新たに配置する道路（帰属）にも歩道がない場合

(図 略)

ウ 接続道路に歩道があり、新たに配置する道路が帰属される場合

(図 略)

エ 接続道路に歩道がなく、新たに配置する道路（事業主管理）にも歩道がない場合

(図 略)

オ 水路がある場合

(図 略)